

第7次富士吉田市総合計画 策定支援業務委託

特記仕様書

令和8年4月

富士吉田市
企画部 企画課

目 次

1. 目 的.....	3
2. 履行期間	3
3. 計画策定の視点.....	3
4. 業務フロー	4
5. 業務内容	5
5.1 基礎調査と分析.....	5
1) 社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析	5
2) 本市の現況調査・整理及び特性の分析.....	5
3) 関連計画等の整理及び影響の分析.....	5
4) 将来フレームの推計及び分析.....	5
5.2 現行計画の評価と検証.....	5
5.3 市民等の意向把握.....	5
5.4 基本構想の策定支援	6
5.5 基本計画の策定支援	6
5.6 総合計画策定委員会の運営支援	7
5.7 総合計画審議会の会議運営に関する支援.....	7
5.8 総合計画案に対するパブリックコメントの実施及び結果整理の支援.....	7
5.9 計画書本編及び概要版の作成.....	7
6. 成果品	7
7. 著作権	7
8. 再委託	7
9. その他.....	8

1. 目的

富士吉田市は、令和元年度から10年間を計画期間とする「第6次富士吉田市総合計画」を策定し、目指す将来の都市像を「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田」と掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを実施してきた。

現在の総合計画は、令和9年度をもって計画期間の満了を迎えるため、令和10年度以降の長期的・計画的な視野に立った持続可能な新たなまちづくりの指針となる次期総合計画を策定することを目的とする。

新たな総合計画については、これまでの総合計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、社会経済状況の変化や時代の流れなど、本市を取り巻く状況を十分に認識し、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるように策定する。

2. 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(業務は令和8年度及び令和9年度の2カ年度で実施する)

3. 計画策定の視点

(1) 施政方針の反映

第7次総合計画の策定に当たり、市長からの施政方針を反映させ、富士山との共生や地域産業の振興、防災対策の強化など、本市の特性を踏まえた実効性の高い計画とする。

(2) 社会情勢の変化への対応

第6次総合計画が策定された後、富士吉田市内での社会変化として人口動向の変化(急速な人口減少、高齢化、若年層の流出、空き家の増加)、産業構造の変化(インバウンド観光の急増、コロナ禍の影響)、富士山関連の動向(世界文化遺産登録の影響、登山者の増加による入山管理)、観光と生活のバランスの維持(オーバーツーリズムの影響)、富士北麓地域における中心性の弱まり(人口減少、事業所の減少、GDPの低下等)、広域道路体系の変化と地域間流動の高まり等があげられ、これらの環境の変化に適応した計画とする。

(3) 多分野からの意見聴取

社会情勢の変化を踏まえ、本市の位置付けや市民生活、経済活動等の実態を把握するために、早急に対応策を検討する必要がある。これらの実態を把握するために、市民の意識調査だけでなく他分野からの調査を実施する。

- ① 市民アンケート調査(18歳以上/概ね4,700人程度)
- ② 次世代を担う若者アンケート調査(中学生・高校生/各2校6学年を予定)
- ③ 事業所アンケート調査(市内にある事業所50社)
- ④ 市外からの通勤者アンケート調査(500人)
- ⑤ まちづくり団体へのアンケート調査またはヒアリング(10団体)

4. 業務フロー

本業務の作業項目及びその流れは、概ね以下のとおり実施する。

本業務は、令和8年度から令和9年度の2カ年で行うことを想定する。

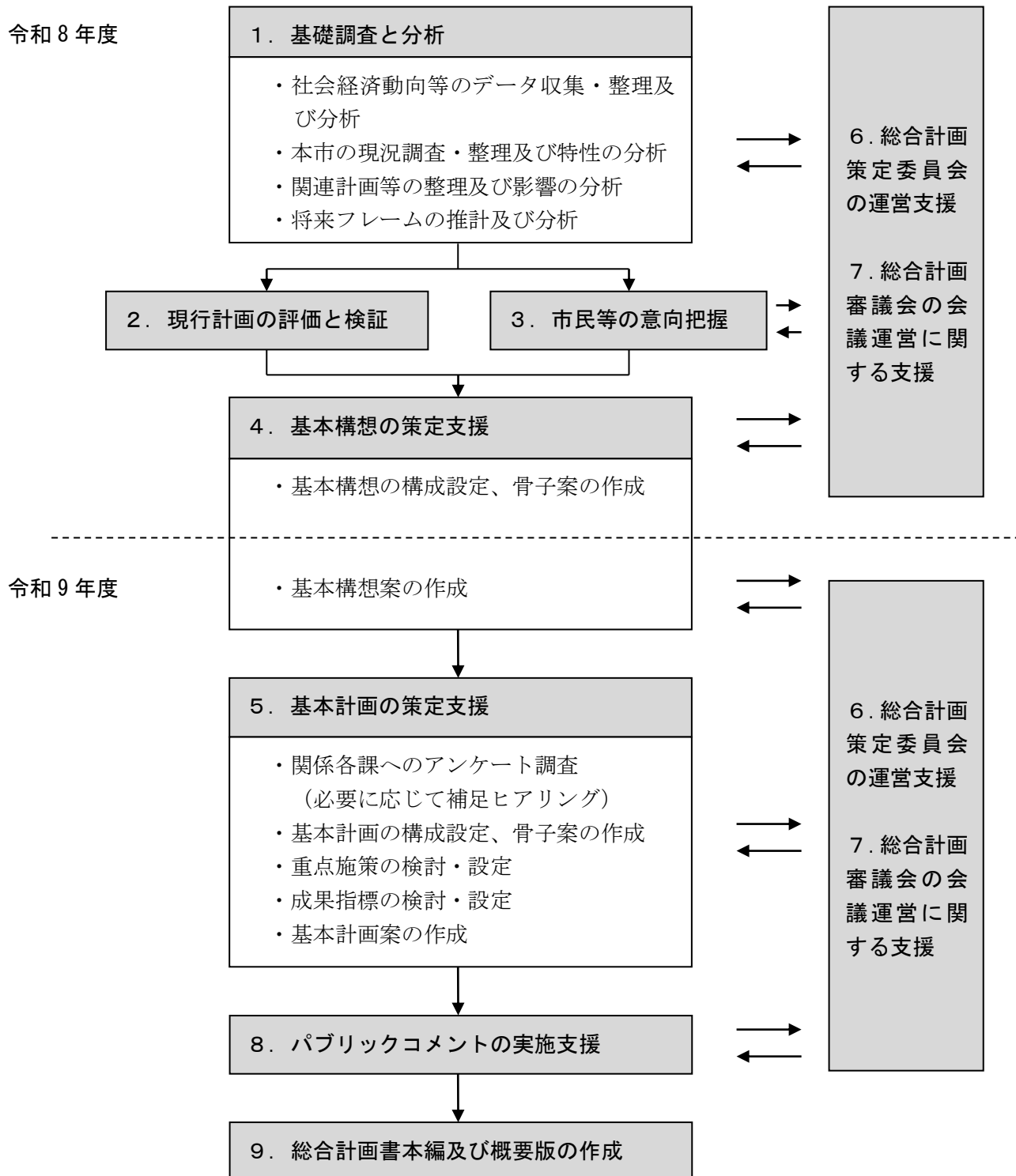


図1 業務フロー

5. 業務内容

5.1 基礎調査と分析

(1) 社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析

- ・社会環境の変化や時代の潮流の動向等のデータ収集・整理
- ・本市への影響の整理・分析

(2) 本市の現況調査・整理及び特性の分析

- ・人口、産業、土地利用状況等、これまでの経過を含めた本市の現況調査・整理及び特性の分析
- ・類似団体との比較・分析による本市の強み・弱みの整理及び特性の分析

(3) 関連計画等の整理及び影響の分析

- ・本市の各分野における関連計画・調査報告、国・県が策定している計画やプラン等の整理及び本市への影響の分析

(4) 将来フレームの推計及び分析

- ・本市の人口、世帯数、産業等の将来推計及び分析

5.2 現行計画の評価と検証

現行計画における各種施策の評価と検証

- (1) 過年度の市民意識調査の比較
- (2) 毎年度の行政評価結果等の整理
- (3) 関係各課へのヒアリング調査

5.3 市民等の意向把握

1) 市民アンケート調査

市民意向を把握するため、下記のアンケート調査を行う。

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、データ入力及び集計分析
- ・アンケート調査票及び返信用封筒の封入・封緘作業
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ・対象者 概ね 4,700 人程度（市人口の 10%と対象者数を想定）
18 歳以上の市民 概ね 4,700 人程度（無作為抽出）・・・郵送配布・郵送回収

2) 市内在住の中学生及び高校生アンケート調査

市の将来を担う中学生及び高校生を対象にアンケート調査を実施。

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、データ入力及び集計分析
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ・市内在住の中学生及び高校生 約 1,500 人 ……学校を通して配布・回収
中学校 2 校:1 学年 150 人×3 学年×2 校=900 人

高校 2 校:1 学年 100 人×3 学年×2 校=600 人

3) 事業所アンケート調査

市内産業の今後の動向を把握するために事業所アンケートを実施する。

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、データ入力及び集計分析
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ・市内 50 事業所程度を対象

4) 市外からの通勤者アンケート調査

市に対する要望等について通勤者を対象に実施する。

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、データ入力及び集計分析
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ・市外からの通勤者 500 人程度を対象

5) まちづくり団体等へのアンケート調査

まちづくり活動を通しての市に対する要望や課題について実施する。

- ・アンケート調査票の設問設計
- ・アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、データ入力及び集計分析
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ・市内 10 団体程度を対象

※アンケート発送用封筒、回収用封筒は発注者から提供されるものとする。

※宛名ラベルは、発注者が作成するものとする。

5.4 基本構想の策定支援

基礎調査の分析、現総合計画の検証、市民意向調査の分析、市民会議の報告等を踏まえて、基本構想案の作成に向けた支援を行う。

- ・基本構想の構成設定、骨子案の作成
- ・基本構想案の作成

5.5 基本計画の策定支援

基本構想案を踏まえ、基本計画案の作成に向けた支援を行う。

- ・関係各課へのアンケート調査(必要に応じて補足ヒアリング)
- ・基本計画の構成設定、骨子案の作成
- ・重点施策の検討・設定
- ・成果指標の検討・設定
- ・基本計画案の作成
- ・実施計画作成に向けたフォローアップ

5.6 総合計画策定委員会の運営支援

総合計画の策定に係る必要な事項や総合計画審議会に提出する総合計画案等を審議する庁内策定委員会の運営支援を行う。

具体的には、資料作成、会議への参加、意見の整理と分析、議事録の作成を想定する。

なお、策定委員会は、14回程度の開催を想定するが、必要に応じて協議の上変更する。

5.7 総合計画審議会の会議運営に関する支援

総合計画に関する審議を行う条例上の附属機関である「総合計画審議会」及び部会の開催に関わる支援を行う。

具体的には、資料作成、会議への参加、意見の整理と分析、議事録の作成を想定する。

なお、審議会は4回程度を想定するが、必要に応じて協議の上変更する。

5.8 総合計画案に対するパブリックコメントの実施及び結果整理の支援

- ・ 関連資料等の作成支援
- ・ 意見の取りまとめ及び総合計画案への反映

5.9 計画書本編及び概要版の作成

総合計画書の本編及び概要版の原稿作成を支援する。

- ・ 総合計画書の本編及び概要版の構成案(項目立てやレイアウト等)の作成
- ・ 総合計画書の本編及び概要版に掲載すべき図表、地図、図面、イラスト、概念図、写真等の提供

6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 報告書 | 5部 (年度ごとに作成) |
| (2) 総合計画書の本編 | 300部 |
| (3) 概要版 | 18,000部 |
| (4) アンケート調査報告書 | 10部 |
| (5) 業務に関わる上記の資料、記録、報告書、計画書等の電子データ | 一式 |
- (電子データは、PDFに加えて Word、Excel、Powerpoint 等の編集可能な形式でも提出すること。)

7. 著作権

本業務により作成された成果品及び調査データの著作権は、原則として発注者に帰属するものとする。

8. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

9.その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上決定する。